

# 令和6年度 不祥事根絶のための行動計画

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

- 1 全職員が一致団結して法令等を遵守し、不祥事「0」、交通事故「0」を目指します。
- 2 全職員が互いを尊重し、安心安全な風通しの良い職場環境をつくります。
- 3 全職員が主体となって行動目標達成に向けて取り組み、不祥事根絶に努めます。

福島県立視覚支援学校

区分	1 課題、改善が求められる点	2 今年度の行動目標・取組内容	3 点検方法・時期	4 検証(左記123の反省、今後の課題等)
教職員の規範意識の確立	○ 県から通知された不祥事案を迅速に取り上げるとともに全職員への注意喚起を行うため、不祥事防止チェックリストを活用し、当事者意識を高める必要がある。また、不祥事防止対策の一環として標語を募集し、不祥事防止の意識を常に持つ必要がある。	① 毎月、校内服務倫理委員会を実施する。 ② 2か月に1回程度「不祥事防止のためのチェックシート」を実施する。 ③ 2か月に1回程度「研修用事例集」を活用した研修を実施する。 ④ サービス倫理標語を募集し、全職員に周知する。	① 月例の職員会議後に実施する。 ② 毎回、ゲーグルフォームを活用してチェックを行ってもらい、結果を集計し、必要に応じて月例の校内服務倫理委員会でチェックを促す。 ③ 各学部の終了後に事例検討をする。 ④ テーマを決めて募集し、各職員室への掲示と一斉メールで周知をする。また、月例の校内服務倫理委員会で復唱する。	
	○ 本校への車の出入りをする校門及び職員駐車場出入口付近は、登下校の時間帯に学校周辺の小中学生、高校生の歩行または自転車による往来が多い。	① 安全確認や車間距離の注意など、運転上の注意について年間を通して呼びかける。	① 校内服務倫理委員会で確認する。 ① 行事等があるときに打ち合わせで確認する。	
学校組織としての不祥事根絶体制の確立	○ 視覚障がい及び重複障がい幼児児童生徒への体罰やわいせつ・ハラスメント等を未然に防ぐための情報共有の場が必要である。 ○ 幼児児童生徒数が少ないため個別の授業形態が多い。	① 体罰やハラスメント等を防止するために、日常的な指導内容や指導環境について教職員で確認し合う場を設ける。	① 不祥事防止チェックシートを活用し、各自で振り返る機会を作る。 ① 研修用事例集を活用し、必要に応じて未然に防止するための方策を具体的に検討する機会を設ける。 ① 年3回開催されるサービス倫理委員会において各学部の状況を共有する。	
	○ 本校における個人情報の管理体制について教職員間での周知を図る必要がある。	① 校内服務倫理委員会をとおして、内規に基づく本校の個人情報保護安全管理体制について引き続き周知徹底を図る。 ② 日常生活における情報モラル(SNSの使用等)について周知し、職員間で確認し合う。	① 本校における組織的取組及び個人情報の取扱いについて、全員で確認する。 ② SNSをはじめとしたコミュニケーションツールの適切な使用について、具体的な事例をあげながら話し合い、教職員が踏まえておくべきルールや留意点について確認する。	
学校外	○ 不祥事根絶のための本校の取り組みを、保護者や地域に発信し、信頼関係を構築する必要がある。	① 本校における不祥事根絶のための取組を保護者へ周知する。	① 本校のサービス倫理に関する取組をWEBサイトに掲載し、保護者へ周知する。(年度当初)	
	○ 幼児児童生徒や保護者が相談や情報提供をしやすい体制を構築する必要がある。	① 保護者から個別懇談等において、体罰やわいせつ・ハラスメント等に関する情報を収集する。 ② 情報が寄せられた時には、速やかに管理職に相談し、職員間で情報を共有したり、課題解決の手立てを検討したりする。	① 懇談や学校評価におけるアンケート等から情報を収集する。(個別懇談期間・学校評価アンケート実施時) ② 必要に応じて校内服務倫理委員会を開催し、情報の共有及び課題解決に向けた方策の検討を行い、職員全体に周知する。	